

# 東日本大震災後の福島県内被災地児童生徒の状況

—— 身体活動に関わる状況を中心に ——

籠谷尚\*・五十嵐千尋\*\*・高橋真理\*\*\*・松坂晃\*\*\*\*

(2016年10月28日受理)

Situation of Fukushima Disaster Area Students after the Great East Japan Earthquake:  
Emphasis on Topics Related to Physical Activity

Sho KOMORIYA, Chihiro IGARASHI, Mari TAKAHASHI and Akira MATSUZAKA

キーワード: 東日本大震災, 身体活動, 放課後, 子ども, インタビュー

本研究は、東日本大震災とその後の放射線災害により避難した福島県内の学校および避難者を受け入れている学校の教員等12名を対象に、震災から4年半経過した時点の児童生徒の状況、とくに身体活動に関係する状況についてインタビュー調査を行ったものである。その結果、屋外活動の制限が、一時期とはいえ成長過程にある子どもの運動発達や社会性の発達に影響していること、様々な背景を抱えた精神面の影響が今でも続いており進行していることが推察された。運動スポーツへの期待は大きい、一部には部活動が成立しにくい状況や、放課後活動への参加が難しい状況も窺われた。大震災の身体的・精神的影響が続く子どもにこそ、放課後活動の環境を整えることが必要と考えられた。

## はじめに

2011年3月の東日本大震災にともなう東京電力福島第一原子力発電所の事故により、国は半径20km圏内に避難指示、20kmから30km圏内に屋内退避指示を発令した(ふくしま復興ステーション2016a)。その後、時間経過とともに避難指示区域の見直しが進められ、帰宅困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に指定され対策が進められている。福島県災害対策本部によると2016年8月時点の避難者は、県内への避難者47,157人、県外への避難者40,833人、避難先不明20人、合計88,010人であり、多くの人々が県内外で避難生活を続けている(ふくしま復興ステーション2016b)。その中で、18歳未満の子どもの避難者は、県内12,103人、県外10,557人、合計22,660人である(2015年10月1日現在)(ふくしま連携復興センター2014)。

\*茨城大学大学院教育学研究科

\*\*塙町立常豊小学校

\*\*\*大子町立さはら小学校

\*\*\*\*茨城大学教育学部

放射性物質の飛散により、子どもたちの屋外での運動遊びや体育授業も多くの制限を受けた。大震災から約1ヶ月後の2011年4月19日に文部科学省(2011a)は「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」を福島県教育委員会等に通知した。その内容は、「非常事態収束後の参考レベルの1-20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であると考えられる」とし、「校庭・園庭で3.8 $\mu$ Sv/時間以上の空間線量率が測定された学校については、当面、校庭・園庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である」とするものである。その後、5月27日の通達(文部科学省2011b)では「当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す」とし、校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校に、校庭・園庭における土壌の線量低減策を講じる設置者に財政的支援を行うこととした。さらに、8月26日の通達(文部科学省2011c)では、「暫定的考え方」は夏季休業終了(おおむね8月下旬)までの期間を対象とした暫定的なものであり、夏季休業終了後、学校において児童生徒等が受ける線量については、原則年間1mSv以下とし、これを達成するため、校庭・園庭の空間線量率については、児童生徒等の行動パターンを考慮し、毎時1 $\mu$ Sv未満を目安とした。こうした通達を受け、福島県内の各市町村では屋外活動制限について、「一律で制限」、「学校の判断に委ねる」、「制限なし」など自治体によって対応が分かれたが、2012年4月までには多くの自治体で制限が解除された(遠藤2015)。

こうした屋外活動の制限は一時的な影響だけでなく、屋外活動の制限解除後も避難生活を余儀なくされている状況や再開後の学校へ戻る児童生徒が少ない状況も考慮すると、児童生徒の心身に様々な影響を及ぼしていると考えられる。

福島県教育庁健康教育課(2015)の発表によると、平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、福島県の子どもの体力合計点は小学5年生女子を除き全国平均を下回っている。この状況は平成25年度、平成26年度と徐々に改善されてきた中での結果であり、大震災の影響が、震災からの復興や学校等の努力とともに改善されてきたことを示すものである。言い換えれば大震災にともなう混乱や屋外活動の制限が、一過性とはいえ成長期にある子どもの体力に影響を与えたとみることができる。地区別体力合計点をみても、混乱の少ない会津や南会津地域で高く、混乱の大きかった相双・いわき地域で低い傾向にあり、大震災が子どもの体力に大きな影響を与えたと考えられる。また、肥満傾向児の割合も全国平均を上回っている。その差は僅かずつ縮小し改善傾向に向かっているけれども、平成27年度調査でも依然としてその状況は変わっていない(福島県統計課2016)。この傾向は福島県全体の統計資料によるもので、避難の継続や屋外活動制限との関係については詳しく検討しなければならないが、それが改善に向かっていることからすれば、やはり大震災の影響と考えることもできる。

本研究では、地震・津波・放射線災害にともなう屋外活動の制限や避難および避難者の受入れ等、福島県内でも震災の影響が大きかった地域の学校教員および養護教諭等を対象に、震災から4年半経過した時点での子どもの様子や子どもを取り巻く状況、とくに身体活動を中心とした状況について調査し、その現状と課題を明らかにすることを目的とした。

## 研究方法

調査対象は教諭5名、養護教諭6名、県職員1名、合計12名である。現職にある方と震災時は勤務していたが現在は退職された方がおり、教科は体育と理科で、学校種は小学校、中学校、高等学校で、管理職も含まれる。震災時の勤務地はいわき市、福島市、富岡町、南相馬市、双葉郡、茨城県、宮城県、山形県等であり、調査時の勤務地はいわき市、福島市、郡山市、双葉郡、三春町等であった。大震災直後に児童生徒の転校等の業務に従事された方や避難先で業務を続けておられる方、学校再開の準備に携わっておられる方、全町避難により故郷を離れて再開した学校に勤務されている方等が含まれている。

調査依頼に際して、研究の目的、インタビュー所要時間、主な質問内容を説明し、協力の承諾を得た。調査で得られた内容において、個人を特定できる情報は公表しないことを伝えた。また、児童生徒に直接インタビューすることも実態を知るためには必要と考えたが、子どもの精神面への負担を考慮し教員のみを調査対象とした。調査時期は平成27年10月～12月であった。

あらかじめ全国および福島県の体力運動能力調査の結果や学校保健統計調査、さらに福島県教育委員会による資料等をもとに現状を把握するとともに、放課後子ども総合プランや諸外国の放課後活動などの情報を集めて、質問項目を設定した。これをベースに半構成的面接法によりインタビュー調査を行った。時間はひとり60分～90分程度、聞き取り者は4人で、それぞれがメモをとった。録音は行っていない。

インタビュー終了後数日以内に、各自がメモしたインタビュー内容をもとに4人の聞き取り者で話し合った。発言の内容を確認しながら意味のあるひとつの文章として抽出し1枚のカードに記入した。得られたカードをKJ法により分析した。意味内容の類似性に着目してカードをグループ化した。語られた意味を文章化したものを「内容」、それらを代表するキーワードを《サブカテゴリー》、サブカテゴリーをまとめたものを【カテゴリー】とした。

## 結果と考察

インタビューから得られたカードは133枚であり、26のサブカテゴリー、6のカテゴリーが抽出された。サブカテゴリーとカテゴリーを表1に示した。6のカテゴリーは【震災後の福島の現在の状況】、【屋外活動の制限がもたらした影響】、【子どもの精神面への影響】、【スクールバスの問題】、【運動スポーツへの期待】、【放課後児童クラブの課題】である。

### 1. 【震災後の福島の現在の状況】

ここでは、38の内容が得られ、8のサブカテゴリー、すなわち《放射線に対する意識の低下》、《除染活動の継続》、《放射線に対する親の不安》、《避難先への子どもの適応》、《人口の流失》、《学校再開の難しさ》、《成立しない部活動》、《放課後の子どもの孤立》によって構成された。

震災当時は放射線量に敏感になっていたが、地域によっては《放射線に対する意識の低下》がみられ「現在、福島県の人々は放射線について神経質になっていない」との発言があった。しかし、「校

舎周辺の除染は進んだが近くの河川敷や土手は除染が進んでいない」、「樹林地は栄養分のある土との兼ね合いがあり思うように除染が進んでいない」、「山の除染は進んでいない」など、除染しようとしても課題があるという内容で、《除染活動の継続》の問題がある。こうした状況の中、空間線量率が下がったとはいえ《放射線に対する親の不安》から「子どもを自然の中で積極的に遊ばせることに反対傾向にある」とされる。

親の不安に加えて、経済的な停滞や生活基盤復旧の遅れがあり、さらに「子どもは〇〇への郷愁はない」、「子どもは適応力があり避難先が新しい故郷になりえる」、「避難先で適応している子どもが多く戻る必要がない」など《避難先への子どもの適応》があるという。このため、「新入生がほとんどいないため消滅に向かっている学校もある」など《人口の流失》が続いている。こうした中で「制限区域が一部解除され帰還準備に入った」学校もあり「学校が再開できるかもしれない」という期待がある一方で、「制限が解除されてもその区域に子どもを入れたくない親が多い」ことや「ライフラインが整っていない」ため《学校再開の難しさ》がある。都市部を離れると「子どもが少ないため部活動が成立しない地域がある」ことや「人数が減り廃部になったものもある」など、人口減少

表1 インタビューから得られたカテゴリーとサブカテゴリー

カテゴリー	サブカテゴリー
震災後の福島の現在の状況	放射線に対する意識の低下 除染活動の継続 放射線に対する親の不安 避難先への子どもの適応 人口の流出 学校再開の難しさ 成立しない部活動 放課後の子どもの孤立
屋外活動の制限がもたらした影響	肥満の増加 社会性の未成熟 体験機会の減少 運動発達機会の減少 室内志向の固定化
子どもの精神面への影響	避難が与えた心の負担 気配りと内向化 心の傷の持続 保護者の不安定化が与えた影響
スクールバスの問題	生活習慣の悪化 運動機会の減少
運動スポーツへの期待	運動機会確保の積極的取り組み 部活動再開により得た活力 避難先での活動再開
放課後児童クラブの課題	参加条件の難しさ 運営予算の不足 教育的機能の向上 支援員の資質向上

地域では《成立しない部活動》の問題がある。また、「避難による家族形態の変化により子どもがひとりりで過ごす時間が多くなっている」、「地域にスポーツ少年団はない」、「仮設住宅などに住んでいる子どもは近くに友達がいないため家にこもっている」、「仮設住宅の中に放課後児童クラブがあるが子どもの数が少ないためあまり需要がない」とされ、《放課後の子どもの孤立》が推察された。

## 2. 【屋外活動の制限がもたらした影響】

このカテゴリーでは、28の内容をもとに5のサブカテゴリーが得られた。《肥満の増加》、《社会性の未成熟》、《体験機会の減少》、《運動発達機会の減少》、《室内志向の固定化》である。

屋外活動の制限は地域によって異なるが半年から1年続いた。また、制限解除後も屋外で遊ばせることに懸念を持つ親も多い。先にふれたように、福島県全体でみると肥満傾向児の割合は全国平均を上回っている。被災地の学校現場の実感としても、「屋外活動の制限により子どもたちは家の中にいることが多くお菓子を食べて食事をとらない子どももいる」、「現在の子どもたちは運動量が減っている一方で食べる量は変わっていないため肥満につながっている」など食生活に関する問題があることが指摘され、「福島県はもともと肥満が多かったが震災後さらに増加したため屋外活動の制限が何らかの影響を与えた可能性がある」とされ、一過性とはいえ屋外活動の制限が《肥満の増加》に影響を与えたことが推測できる。

「屋外活動の制限により外遊びの機会が失われ人とのかかわりが少なくなっている」、「喧嘩の内容が幼稚になっている」、「遊びの中で運動が苦手な子が責められるなどのトラブルが多い」ということから屋外活動やスポーツ場面をとおしたコミュニケーション能力や協調性の獲得といった社会性が育まれていない、すなわち《社会性の未成熟》が懸念されることが分かった。また、「子どもたちは自然を体験する機会が奪われている」、「子どもたちは運動の楽しさや汗を流すことの爽快感を感じる機会が少ない」ということから、自然と触れ合う楽しさや運動の爽快感を味わうことの機会が減っていることが分かった。さらに、お祭りなどの村の行事も含めて「子どもにとって貴重な経験となる体験の機会が奪われている」、「震災の影響で卒業式や入学式が行えなかった学年は気持ちの切り替えに時間がかかっている」、「陸上大会や水泳大会を経験できなかった子もいる」など、達成感を味わう機会や気持ちを切りかえる機会が失われており、《体験機会の減少》は子ども時代の大切なイベントとなる体験や行事の喪失を意味していた。

「震災当時小学生だった子どもの走り方に違和感を覚えることが多い」、「震災当時小学生だった子どもはボールを投げるのが上手ではない」などの基礎的運動技能の未発達を感じられている。「転び方や受け身の仕方が身についていない子どもたちが増えてきている」、「震災当時小学生だった子どもは軽い衝撃でも骨折しやすい」といわれる。小学生という、基礎的運動技能発達の重要な時期の《運動発達機会の減少》は、震災から4年半経過した時点でも影響が残っている、すなわち運動技能面のキャッチアップができていないことを示唆する。このことは、次の《室内志向の固定化》も影響している可能性がある。「震災当時外遊びができなかったため子どもの中遊びが加速した」、「屋外活動の制限が解除になった後でも運動したくない子どももいる」、「現在の子どもたちは室内で過ごすことが当たり前だと思っているため外遊びが減少している」、「とくに女子は屋内での活動が習慣化し、安全になっても外で遊ぼうとしない子もいる」という内容があげられ、屋外活動の制限が解除された地域でも子どもたちが屋外で遊ぼうとしないことが分かった。中村(2014)は郡山市

の子どもの体力・運動能力についてコホート研究を開始し、その中で、低線量放射線環境下における保護者の強い懸念もあり、総運動時間が、とくに女子のそれが減っていると指摘している。

### 3. 【子どもの精神面への影響】

このカテゴリにおいては28の内容が抽出され、4のサブカテゴリ、すなわち《避難が与えた心の負担》、《気配りと内向化》、《心の傷の持続》、《保護者の不安定化が与えた影響》によって構成された。

制限区域からの避難に加えて、自主避難、母子避難も多いとされる。「避難や転校は子どもにとって心の負担が大きい」、「避難させることが子どもにとって身体的には良いが精神面の負担は大きい」、「避難している子どもの中には我慢しなければならぬことが多かったため気持ちが満たされない子どもが多かった」、「子どもの意思を確認せず避難した家庭も多い」、「避難先で適応できなかった子が福島に戻ってきても適応できていない例もある」など、《避難が与えた心の負担》は大きいことが推察される。

「特例制度による支援が周りの子どもに分かるように配布し問題となった」、「様々な背景を抱え自分のことを話さずらい子どももいる」、「周りの子どもたちは避難し転校してきた子どもに対して状況や事情を詳しく聞かないようにしていた」などの発言から、《気配りと内向化》、すなわち被災した子どもに対して周りの子どもや教員は十分に配慮しながら対応し支えている様子とともに、重いものを放散できずに抱えながら生きている子どもの状況があることを忘れてはならないと考えさせられた。「震災により友達を失った子どもたちはそのことを現在でもずっと抱えている」、「震災で家族を亡くした子どもは周りの子どもたちに知られたくないと思っている」、「震災の影響は落ちてきたが心の傷の問題はまだ続いている」など、とくに《心の傷の持続》は忘れてはならない。

さらに、保護者を介した子どもへの負担の問題もある。「逆単身赴任により夫婦間や家族間の問題が生じた」、「世代間の意識の違いにより家族関係が悪化する場合もある」、原子力損害賠償にともない「働かない親を見たり夫婦関係の悪化が子どもの精神面に影響を与えている」、「親の心の不安定さが子どもの精神面に大きく影響している」などから《保護者の不安定化が与えた影響》も推察され、金銭面の問題に加えて、避難の際に父親だけ残る逆単身赴任や祖父母と両親の考え方の違いによってこれまで三世同居していた家族関係が崩れ、そのことが子どもにとってストレスにつながっていることが伺われた。

### 4. 【スクールバスの問題】

この問題は、学校全体が避難しそこへ避難先の居所からスクールバスで1時間前後の時間をかけて登下校している児童生徒の状況に関する問題である。8の内容があり、《生活習慣の悪化》と《運動機会の減少》の2つのサブカテゴリが得られた。

「車内でお菓子を食ったりゲームをするなどスクールバスでの登下校は問題が多い」、「スクールバスでの登下校の時間が長いため二度寝してしまい学校に着いたときには元気がない子どもが多い」、「スクールバスでの登下校により家で過ごす時間が増えゲームをする時間が増えた」などの発言が多く《生活習慣の悪化》につながっている。また、「スクールバスでの登下校は歩くことや走ることの習慣化に悪影響を及ぼす」、「スクールバスでの登下校により体力向上の機会が少なくなった」、

「小学生は授業が終わった後すぐにスクールバスで下校するため放課後に校庭で遊ぶことができない状況にある」、「一時間くらいのスクールバスでの登下校のため徒歩での登下校だった時に比べ運動が出来ていない」など《運動機会の減少》につながっている。

#### 5. 【運動スポーツへの期待】

ここでは16の内容から3のサブカテゴリー、《運動機会確保の積極的な取り組み》、《部活動再開により得た活力》、《避難先での活動再開》が得られた。

福島県では「運動身体づくりプログラム」を作成して「動ける体・動きたい体」の育成をめざして取り組んでいる（福島県教育委員会 2014）。こうした県全体の取り組みとともに、被災地では「木曜6時間目に全校体育の時間をつくり運動する機会をつくっている（中学校）」、「毎日昼休みに校庭を一周以上するようにしている（小学校）」、「週一回30分程度のスポーツタイムがある（中学校）」、「週一回でクラブ活動『スポーツクラブ、クリエイトクラブ』を行っている」、「体育館を新設し部活動を始めた」、「土曜日に部活動の時間を確保し平日の運動不足を補っている」などの発言があった。これらは一般に多くの学校で取り組まれているけれども、学校全体が移転し、児童生徒が少なく、スクールバスで登下校し放課後の時間がとれない中での取り組みであり、《運動機会確保の積極的な取り組み》といえる。「部活動が始まり生徒の顔色が明るくなり気持ちが強くなったように感じられる」、「部活動が始まり生徒のあいさつが元気になった」という実感が込められた発言があり、《部活動再開により得た活力》はきわめて大きい。「ある中学校では特定の部活の生徒だけが移転し寮生活をしながら活動を続けている例がある」、「サテライトがありそこで部活を続けている例もある」など、被災地の高校では移転先のサテライト校で授業と部活動が続けられたり、特定の運動部の生徒が集団で移転し部活動を続けるなど、《避難先での活動再開》に取り組んでいた。

#### 6. 【放課後児童クラブの課題】

ここでは15の内容から4のサブカテゴリー、《参加条件の難しさ》、《運営予算の不足》、《教育的機能の向上》、《支援員の資質向上》を得た。

「放課後児童クラブの施設は学校や児童館等が使われている」、「放課後児童クラブには市内の小学生の約32%の小学生が通っている」、「放課後児童クラブは小学1～6年生の児童が対象となっている」、「放課後児童クラブは平日は毎日行われていて月一回程度土曜日にも行われている」ということから、放課後児童クラブの概要を把握することができた。「放課後児童クラブでは希望者が多いが施設の大きさや場所の問題があり受け入れる環境が整っていない」、「両親が共働き、誰も家にいないなどの条件を満たさなければ放課後児童クラブに入ることができない」など《参加条件の難しさ》がある。また、「女性の社会進出のために子どもを預ける場所の確保が求められている」と指摘されたように、子どもの教育機会や運動機会の確保という面よりも親の仕事や女性の社会進出などが背景にあるとされている（厚生労働省 2015, 2016）。「放課後児童クラブの運営費は市が出している」、「放課後児童クラブの雇用や人件費の問題の解決が望まれている」ということから、《運営予算の不足》の問題がある。「放課後児童クラブでの活動内容は宿題、自由遊び、読書など運動に限らず様々なことを行っている」、「放課後児童クラブは子どもの安全確保のために作られたが現在では教育的機能を取り入れている」など《教育的機能の向上》に取り組んでいる。また、「支援員の資質向

上のために教材研究の必要性が挙げられている」、「支援員に資格制度を設けることで資質向上を目指す」など《支援員の資質向上》にも取り組んでいた。

## 7. まとめ

本研究では、避難指示を受けて避難した学校および避難した児童生徒を受け入れている学校の教員を中心にインタビュー調査を行った。そこには、屋外活動の制限を受けた福島市や郡山市の学校の教員や、制限区域内市町村の職員も含まれている。調査した地域が限られるとともに、インタビューで語られた内容は印象の強い特徴的なものが多い可能性もある。また、12名の教員・県職員からの聞き取りに限られ、児童生徒や保護者からの情報も欠けている。

こうした限界があるけれども、語られた中で、大震災から4年半経過した時点でも児童生徒への影響は続いている、という印象を強く受けた。ひとつには【屋外活動の制限の影響】であり、子ども期の運動をとおした成長・発達の機会を失い、それが肥満や体力低下、運動技能の未熟につながっている点である。また、これに《室内志向の固定化》や《体験機会の減少》が加わり、子どもの《社会性の未成熟》につながっている点である。ふたつには【子どもの精神面への影響】で、津波の直接被害やその後の放射線災害にともなう避難・転校・保護者の不安定化が子どもの今に影響を与えており、現在も進行しているという点である。このような状況に学校では学校全体で取り組んでいる。同時に行われた共同研究(五十嵐2016)において、養護教諭から「日々の声かけを大切にし、いつでも相談しやすい関係を築く」、「子どもたちからSOSが出たときに、すぐに支援できるように見守る姿勢で関わる」と語られ、様々な状況をかかえる一人ひとりの児童生徒に気を配りながら見守っている。また、食事や睡眠などの生活習慣に関する指導とともに運動機会の確保に努めている。

「部活動が始まり生徒の顔色が明るくなった」と語られたように【運動スポーツへの期待】は大きい。被災地の中でも福島市や郡山市では早期に部活動が再開され、通常の学校生活を取り戻している。しかし、避難指示区域内にあった学校の児童生徒は、転校先で新たなチームに加わるか、従来のチーム全体がサテライト校へ移転し部活動を継続するか、あるいは生徒数が減り部活動が成立しないか等の状況にあると思われる。住居や家族、学校など子どもを取り巻く環境が厳しい状況にある生徒ほど部活動参加が難しいと思われるが、こうした生徒ほど《部活動再開によって得られる活力》は大きい。

また、被害の少なかった市町村では放課後児童クラブの再開も早かった。こうした地域では児童生徒数が多く保護者からの期待もあり、従来から放課後児童クラブが開設されていた。また、福島県では屋内遊び場確保事業を展開し、福島市、郡山市、いわき市などに「キッズルーム」、「ちびっこ広場」等々の居場所をつくった。しかし、これらも市街地と主要道路沿線に集中しており、保護者同伴が原則とされることが多い(竹田と斎尾2016, ふくしま復興ステーション2014)。避難した児童生徒がどの程度それらを利用しているか、本調査ではわからなかった。仮設住宅で暮らす児童が転校先の放課後児童クラブを利用できるのか、スクールバスで登下校する児童は放課後児童クラブを利用する時間があるのか、そもそも避難先の市町村の行政サービスを受けることができるのか等、調査が必要だろう。諸外国の放課後活動をみると、それには正規授業の延長、学力向上、安全・安心な居場所の確保、多様な経験の提供、保護者の負担軽減、教育格差の是正、青少年の健全育成、



さらに移民教育などのねらいがあるという（明石ら 2012）。子どもは集団の中で育つことを考えると、保護者側の事情にかかわらず、大震災の身体的・精神的影響が続く子どもにこそ放課後児童クラブが必要といえる。子ども期は限られており、災害による被害が長期に及び、子ども期がその時期と重なった場合、それを取り戻すことはできない。災害時には学校再開に力を入れると同時に、子どもの放課後活動の機会を意図的に作るべきではないかと考える。

## 引用文献

- 明石要一, 岩崎久美子, 金藤ふゆ子, 小林純子, 土屋隆裕, 錦織嘉子, 結城光夫. 2012. 『児童の放課後活動の国際比較—ドイツ・イギリス・フランス・韓国・日本の最新事情—』 (福村出版)
- 遠藤明子. 2015. 「原発被災地における子どもの屋外活動制限・自粛の現状」 『商学論集』 83(4), 221-231.
- 厚生労働省. 2015. 「放課後児童クラブ運営指針」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000080764.html>  
アクセス日 2016年9月10日
- 厚生労働省. 2016. 「放課後児童健全育成事業」 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000101358.pdf> アクセス日 2016年9月10日
- ふくしま復興ステーション. 2014. 「子どもの遊び場に関する事業（屋内遊び場確保事業）」  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/asobiba.html> アクセス日 2016年9月10日
- ふくしま復興ステーション. 2016a. 「避難区域の変遷について—解説—」  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/cat01-more.html> アクセス日 2016年9月10日
- ふくしま復興ステーション. 2016b. 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1658報）」 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/shinsai-higajokyo.html> アクセス日 2016年9月10日
- ふくしま連携復興センター. 2014. 「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/143682.pdf> アクセス日 2016年9月10日
- 福島県教育委員会. 2014. 「運動身体づくりプログラム」 [http://www.cms-center.gr.fks.ed.jp/?page\\_id=1441](http://www.cms-center.gr.fks.ed.jp/?page_id=1441)  
アクセス日 2016年9月10日
- 福島県教育庁健康教育課. 2015. 「平成27年度全国体力・運動能力, 運動習慣等調査結果の概要」  
<http://www.kenkou.fks.ed.jp/tairyoku/22tairyokukoujyou/27zenkokutairyoku.pdf> アクセス日 2016年9月10日
- 福島県統計課. 2016. 「最新の学校保健統計調査」 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/17067.html>  
アクセス日 2016年9月10日
- 五十嵐千尋. 2016. 『東日本大震災後の福島県の子どもの心身の健康問題と養護教諭の役割について』 (平成27年度茨城大学教育学部卒業研究)
- 文部科学省. 2011a. 「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（平成23年4月19日）」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1305173.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1305173.htm) アクセス日 2016年9月10日
- 文部科学省. 2011b. 「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について（平成23年5月27日）」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1306590.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1306590.htm)

アクセス日 2016年9月10日

文部科学省. 2011c. 「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について (平成23年8月26日)」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1310973.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1310973.htm) アクセス日 2016年9月10日

中村和彦. 2014. 「郡山市の子どもの体力・運動能力の現状と今後の課題ー子どもの健やかな育みを保障するためにー」 『教育と医学』 62(10), 915-923.

竹田萌美, 斎尾直子. 2016. 「東日本大震災被災地における子どもの放課後の居場所確保の実態と課題」 『農村計画学会誌』 34(4), 444-452.